

平成26年第4回大山町教育委員会

招集年月日 平成26年3月26日(水)午後3時

招集場所 名和公民館 2階 第1会議室

出席委員

1番		小原康正	2番		林原浩子	3番		金田吉人
4番		湊谷紀子	5番		山根 浩	6番		伊澤百子

その他の出席者

日 程

1. 開会宣言 (時 分)

2. 議事日程の報告

日程第 1 会議時間の決定

自 時 分 至 時 分

日程第 2 教育長報告並びに連絡事項

日程第 3 議案 第1号 大山町公民館館長の選任について

日程第 4 議案 第2号 大山町立図書館館長の選任について

日程第 5 議案 第3号 鳥取県西部地区教科用図書採択協議会の設置について

日程第 6 議案 第4号 平成25年度 要保護児童生徒の認定等について

日程第 7 議案 第5号 平成26年度 要保護児童生徒の認定等について

日程第 8 議案 第6号 平成26年度 準要保護児童生徒の認定等について

3. その他

4. 次回の開催日程 平成26年 4月 日

5. 閉会宣言 (時 分)

報 告 事 項

月 日	曜日	件 名
2月26日	水	大山町要保護児童対策協議会代表者会議
27日	木	西部地区人権・同和教育振興会議運営委員会(西部総合事務所)
3月1日	土	大山分館祭り(～2日)
2日	日	大山町スポーツ少年団研修会(名和トレーニングセンター)、中山国際交流協会研修会、差別事件報告・人権確立をめざす鳥取県民集会(鳥取市)
3日	月	管理職会
4日	火	六長合同会議
5日	水	ことぶき学級・閉講式(保健福祉センターなわ)
6日	木	大山町議会定例会本会議(開会・提案理由説明・補正予算採決)、人権・同和教育講演会(保健福祉センターなわ)
7日	金	大山町議会定例会本会議(質疑)、通級継続審査会
8日	土	教職員人事最終折衝(鳥取市)
9日	日	教職員人事市町村内示(鳥取市)、逢坂地区自主組織設立総会(旧馬淵邸)
10日	月	教育長表彰(各中学校)、管理職会(一般質問)
11日	火	町内中学校卒業証書授与式、臨時教育委員会
12日	水	校長内示
13日	木	大山カレッジ修了式
15日	土	ゆきどけコンサート(大山公民館)
17日	月	教育長表彰(各小学校)
18日	火	大山町議会定例会本会議(一般質問)
19日	水	大山町議会定例会本会議(一般質問)、管理職会
20日	木	町内小学校卒業証書授与式
21日	金	(春分の日)名和さくらの丘保育園芝はり作業・給食試食
22日	土	名和さくらの丘保育園竣工式、完成見学会
24日	月	町内中学校修了式、教職員人事異動公表(9:00)
25日	火	保育所卒所式(名和、大山、庄内)、町内小学校修了式、大山町議会定例会本会議(討論・採決・閉会)、教職員人事異動新聞発表
26日	水	保育所卒所式(光徳、中山みどりの森)離任教職員あいさつ式、定例教育委員会

今 後 の 予 定

月 日	曜日	件 名
3月27日	木	保育所卒所式(御来屋、大山きやらぼく)
29日	土	名和さくらの丘保育園引越作業(～30日)
31日	月	退任式

4月1日(火) 転入教職員辞令交付式(9:30～:本庁舎第2・3・4会議室)、教育委員会部局管理職歓送迎会(18:30～:弓ヶ浜荘)

議案第 1 号

大山町公民館館長の選任について

大山町公民館館長を次のとおり選任するものとする。

平成 26 年 3 月 26 日 提出
大山町教育委員会教育長 山根 浩

平成 26 年 3 月 日 議決
大山町教育委員会委員長 伊澤 百子

記

- 1 大山町公民館館長候補者
別紙のとおり
- 2 選任事由 現館長の退職による
- 3 選任年月日 平成 26 年 4 月 1 日

(別紙)

大山町公民館館長名簿

任期 平成27年3月31日まで

氏名	年齢	住所	所属及び職名等	摘要
手島 孝人	61	大山町下甲308番地	大山町中山公民館長	新任
諸遊 雅照	61	大山町御来屋963番地	大山町名和公民館長	新任
谷尾 賢良	65	大山町國信804番地1	大山町大山公民館長 兼大山町大山公民館所子分館長 兼大山町大山公民館高麗分館長	新任

年齢は、平成26年4月1日現在

議案第 2 号

大山町立図書館館長の選任について

大山町立図書館館長を次のとおり選任するものとする。

平成 26 年 3 月 26 日 提出
大山町教育委員会教育長 山根 浩

平成 26 年 3 月 日 議決
大山町教育委員会委員長 伊澤 百子

記

- 1 大山町立図書館館長候補者
別紙のとおり
- 2 選任事由 現館長の退職による
- 3 選任年月日 平成 26 年 4 月 1 日

(別紙)

大山町立図書館館長名簿

任期 平成27年3月31日まで

氏名	年齢	住所	所属及び職名等	摘要
諸遊雅照	61	大山町御来屋963番地	大山町立図書館名和分館長	新任
谷尾 賢	65	大山町國信804番地1	大山町立図書館大山分館長	新任

年齢は、平成26年4月1日現在

議案第3号

鳥取県西部地区教科用図書採択協議会の設置について

平成27年度から平成30年度まで使用する小学校教科用図書の採択にあたり、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律(昭和38年法律第182号)第13条4項の規定により、米子市、境港市、南部町、大山町、伯耆町、日吉津村、日南町、日野町、江府町の各市町教育委員会は、鳥取県西部地区教科用図書採択協議会を次のとおり設置する。

平成26年3月26日 提出

大山町教育委員会教育長 山根 浩

平成26年3月 日 議決

大山町教育委員会委員長 伊澤 百子

記

- 1 鳥取県西部地区採択協議会会則 別紙のとおり
- 2 大山町教育委員会が選出する採択協議会委員 教育長 山根 浩

鳥取県西部地区教科用図書採択協議会会則

(目的及び設置)

第1条 鳥取県西部地区（米子市、境港市、西伯郡及び日野郡をいう。以下同じ。）の各市町村教育委員会及び米子市日吉津村中学校組合教育委員会は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和38年法律第182号）第13条第4項の規定による教科用図書の採択に関する協議を行うため、鳥取県西部地区教科用図書採択協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 協議会は、第1条の各教育委員会（小学校の採択にあつては、西部地区各市町村教育委員会、中学校の採択にあつては、西部地区各市町村教育委員会及び米子市日吉津村中学校組合教育委員会）から選出された各1人の委員及び鳥取県西部地区市町村教育委員会教育長会（以下「教育長会」という。）が委嘱した次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- ① 校長 2人
- ② 保護者代表 2人

(会長)

第3条 協議会に会長をおく。会長は委員の互選によって決める。

- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名した委員がその職務を代行する。

(会議)

第4条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 協議会は、委員の3分の2以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会議の議事は、全会一致で決定するよう努めなければならない。

(報告)

第5条 協議会は、第1条の各教育委員会に協議の結果を報告しなければならない。

- 2 第1条の各教育委員会は、前項の規定による報告を尊重しなければならない。

(調査部会)

第6条 協議会に、教科用図書に関する専門の事項を調査させるため、調査部会を置くことができる。

- 2 調査部会は、協議会に教科用図書に関する調査内容を報告しなければならない。

- 3 調査部会は、4人以内の調査員をもって組織する。
- 4 調査員は、鳥取県西部地区の教職員のうちから、会長が委嘱する。

(経費)

第7条 協議会の経費は、第1条の各教育委員会の負担とする。

(期間)

第8条 協議会を置く期間は、採択する年の4月1日から8月31日までとする。

(期間外の協議)

第9条 前条で規定する期間外の協議会の会務に関する協議は、教育長会で行う。

(庶務)

第10条 協議会に幹事若干人を置き、第1条の各教育委員会の職員のうちから、会長が指名する。

- 2 幹事は、会長の命を受けて会務を処理する。
- 3 新たに幹事が指名されるまでの間は、前任の幹事が会務を処理する。

(委任)

第11条 この規定に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が別に定める。

附則

- 1 この規則は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 この規則は、平成16年4月22日から施行し、平成16年4月1日から適用する。
- 3 この規則は、平成17年4月28日から施行し、平成17年4月1日から適用する。
- 4 この規則は、平成20年4月1日から施行する。
- 5 この規則は、平成22年4月22日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

議案第 4 号

平成 25 年度 要保護児童生徒の認定等について

平成 25 年度 要保護児童生徒を次のとおり認定するものとする。

平成 26 年 3 月 26 日 提 出

大山町教育委員会教育長 山 根 浩

平成 26 年 3 月 日 議 決

大山町教育委員会教育委員長 伊 澤 百子

1. 平成 25 年度 要保護児童生徒認定候補者

申請児童生徒数 1 名 (詳細別紙) 認定児童生徒数 名

議案第 5 号

平成 26 年度 要保護児童生徒の認定等について

平成 26 年度 要保護児童生徒を次のとおり認定するものとする。

平成 26 年 3 月 26 日 提 出

大山町教育委員会教育長 山 根 浩

平成 26 年 3 月 日 議 決

大山町教育委員会教育委員長 伊 澤 百子

1. 平成 26 年度 要保護児童生徒認定候補者

申請児童生徒数 2 名 (詳細別紙) 認定児童生徒数 名

議案第 6 号

平成 26 年度 準要保護児童生徒の認定等について

平成 26 年度 準要保護児童生徒を次のとおり認定するものとする。

平成 26 年 3 月 26 日 提 出

大山町教育委員会教育長 山 根 浩

平成 26 年 3 月 日 議 決

大山町教育委員会教育委員長 伊 澤 百子

1. 平成 26 年度 準要保護児童生徒認定候補者

申請児童生徒数 8 名 (詳細別紙) 認定児童生徒数 名